

4

対象者
のみ

こうとうがっこうとうまな へんかく

高等学校等学びの变革

かんきょうじゅうじつしょうがくきん

環境充実奨学金

給付

7月に
申請受付

ICT端末等を保護者負担で購入等する費用を支援する制度です。

手続

毎年7月頃に**対象者のみ申請手続が必要となります。**
対象者については、学校又は県教育委員会から申請案内等を配付する予定です。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- ✓ 広島県内の国公私立高校等※に在学している生徒
※高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程及び高等専門学校
- ✓ 授業等で使用する生徒用ICT端末等を保護者等の負担により購入等している生徒
- ✓ **生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税※の世帯**
※年収の目安は4人家族で約270万円未満となります。

給付額

保護者等が負担した生徒用ICT端末の購入費用及び通信費を対象経費とし、対象経費を修業年限(卒業までの年数)で除した額を年1回、指定された口座に振り込みます。

上限額

修業年限が3年(全日制等)の場合 **35,000円/回(年)**
修業年限が4年(定時制等)の場合 **29,500円/回(年)**



Q & A

もともと所有していたICT端末等を使用する場合、その購入費用等は給付対象となりますか。

答え

学校から購入等を指示される前(高校等に合格する前)に所有していたICT端末等の購入費用等は、原則として給付の対象となりません。この場合、高校等の在学中に必要な通信費と学校の指示により購入したソフトウェア等の費用が給付対象となります。



端末を一括払で購入した場合も、毎年申請し、毎年給付されるのですか。

答え

はい、3年間(全日制の場合)の分割で支給します。非課税世帯の要件を満たすかどうかを毎年確認し、端末等の購入状況からその年の支給額を決定するため、申請書類は毎年提出していただく必要があります。



生活保護等から端末の購入費等の支援を受けた場合は、どうなりますか。

答え

対象経費の全額について、生活保護費や特別支援教育就学奨励費など他制度から支援を受けた場合は、この奨学金から重複して支援を受けることはできません。他制度から対象経費の一部の支援を受けた場合は、残りの対象経費をこの奨学金から支援します。



年間スケジュール

	中学校等			高校等								
	...	1~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~3月
給付	1	就学支援金		申請手続			支給決定(6月分まで)			支給決定(7月分以降)		
給付	2	奨学給付金		前倒し給付申請手続及び支給		申請手続		支給				
貸付	3	高等学校等奨学金	予約募集	入学準備金貸付け	修学奨学金貸付開始							
				在学募集(一次)			在学(一次)貸付開始	在学募集(二次)				在学(二次)貸付開始
給付	4	学びの变革環境充実奨学金				申請手続					支給	

※申請手続、支給及び貸付等の時期はあくまで目安です。個別の審査状況等により変動します。

令和3年12月発行